

船舶事故調査報告書

令和3年10月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和2年9月20日 11時35分ごろ
発生場所	北海道弟子屈町砂湯西方沖（屈斜路湖東岸付近） 砂湯四等三角点から真方位307° 220m付近 （概位 北緯43° 37.5′ 東経144° 21.4′）
事故の概要	水上オートバイ来夢は、遊走中、水上オートバイ'05RXT 赤は、浮体をえい航して遊走中、来夢の同乗者2人が、'05RXT 赤のえい航索に接触し、負傷した。
事故調査の経過	令和2年9月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ 来夢、5トン未満 200-33919北海道、個人所有 2.70m (Lr) × 1.08m × 0.49m、FRP ガソリン機関、106.65kW、平成12年7月 B 水上オートバイ '05RXT 赤、0.2トン 200-37247北海道、個人所有 2.93m (Lr) × 1.16m × 0.44m、FRP ガソリン機関、144.2kW、平成17年8月
乗組員等に関する情報	船長A 40歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年6月14日 免許証交付日 平成30年5月21日 （令和5年6月13日まで有効） 船長B 45歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年8月30日 免許証交付日 平成29年5月24日 （令和4年8月29日まで有効） 同乗者A ₁ 15歳 同乗者A ₂ 20歳
死傷者等	A 重傷 1人（同乗者A ₂ ）、軽傷 1人（同乗者A ₁ ）

	B なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、船長Aの知人2人（以下船長Aのすぐ後ろに着席していた同乗者を「同乗者A₁」、最後部に着席していた同乗者を「同乗者A₂」という。）を乗せ、遊走の目的で、屈斜路湖東岸に位置する砂湯四等三角点の北方150m付近の湖岸（以下「本件湖岸」という。）を出発し、遊走を始めた。（写真1 参照）</p>  <p>写真1 A船の同型船</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、本件湖岸西方220m付近で、知人1人（以下「本件搭乗者」という。）を乗せたトーイングチューブ（全長約2m、全幅約2.2m、背もたれの高さ約0.6m、定員4人、以下「本件浮体」という。）をえい航して遊走していた。（写真2、写真3 参照）</p>  <p>写真2 B船</p>



写真3 本件浮体

船長Aは、本件搭乗者の動画を撮影する目的で、直進中のB船と本件浮体とを連結するえい航索（直径約3cm、長さ約20m、合成繊維製、黄色、以下「本件えい航索」という。）にB船の右舷後方からA船を接近させて機関を停止し、同乗者A₂が、接近する本件浮体にスマートフォンのカメラレンズを向け、本件搭乗者の動画を撮影した。

船長Bは、A船が機関を停止したのを認めた後、遠心力により本件浮体を左方に振る目的でB船を右旋回させ、本件浮体がA船から離れて通過した後、B船を直進させた。

A船は、本件浮体が通過すると、すぐに発進してB船と本件浮体を追い掛け、再度本件えい航索にB船の右舷後方から接近して停止し、同乗者A₂が本件搭乗者の動画を撮影した。

船長A及び船長Bは、本件搭乗者の撮影を目的とした同様の操縦を約4～5回繰り返した。

A船は、船長Aが、約50km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で北西進するB船と本件浮体を追い掛け、同乗者A₂に本件搭乗者をできるだけ大きく撮影させたいと思い、前回までの撮影時よりも本件えい航索に接近し、船首をB船に向けた状態で機関を停止して前進行き脚で西進する状態となった。（図1 参照）



図1 本事故発生直前の状況

B船は、船長Bが、A船が機関を停止したのを確認し、約40km/hの速力で右旋回を始めた。

船長Aは、B船が右旋回を開始した直後、A船が本件えい航索をくぐることとなったことを認め、とっさに身をかがめて本件えい航索を避けた。(図2 参照)



図2 本事故発生時の状況

同乗者A₁は、令和2年9月20日11時35分ごろ本件えい航索が顎に当たって落水した。

同乗者A₂は、本件えい航索が顔面に当たって後方に転倒し、後頭部をA船の船体に打ち付けた後落水し、意識を失って湖面に浮いた状態となった。

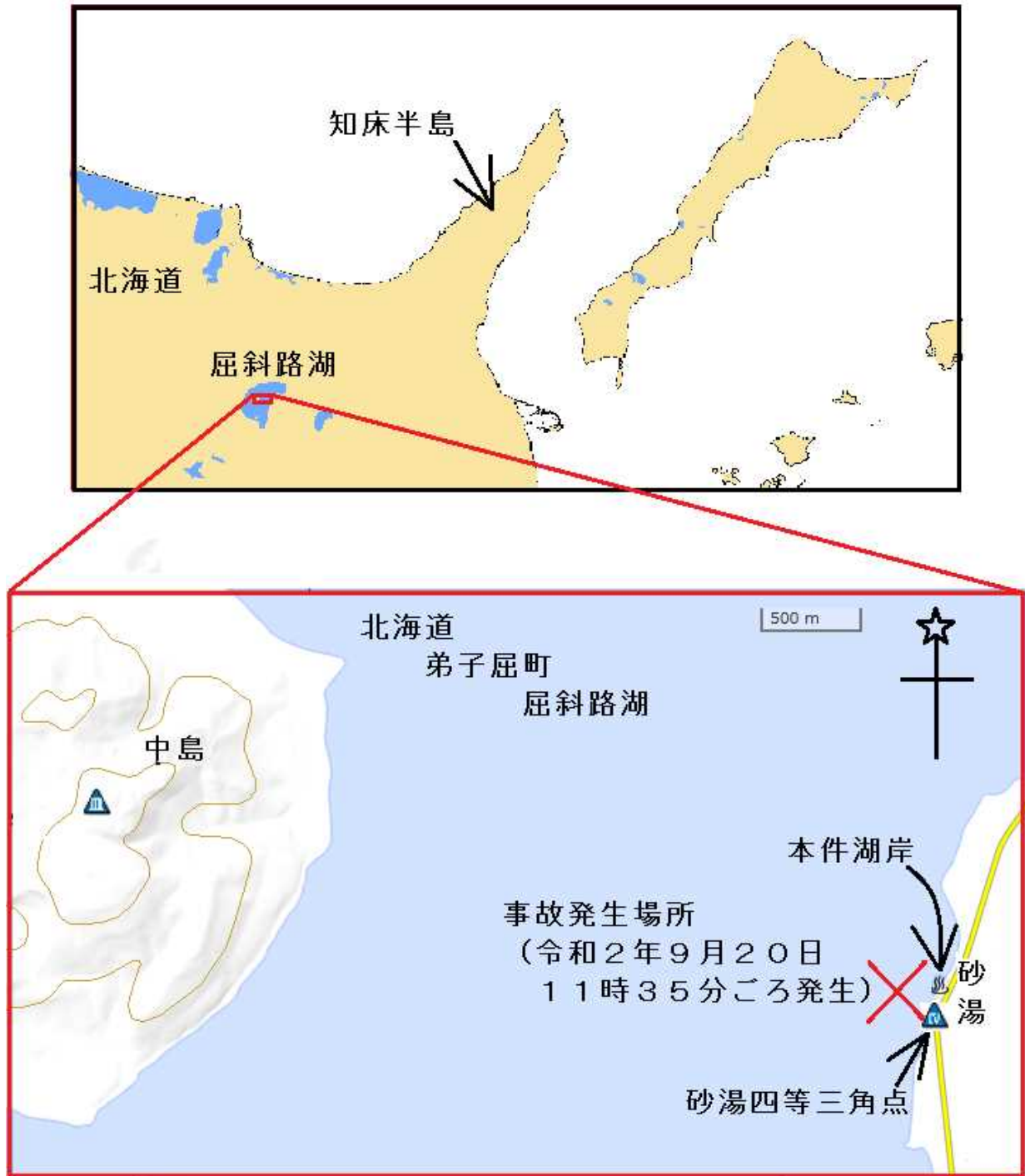
同乗者A₂は、船長Bが湖中に飛び込んで救助を試みたところ意識が回復し、その後、船長B及び本件搭乗者により本件浮体に引き揚げられて湖岸に搬送された。

船長Aは、同乗者A₁をA船に引き揚げ、A船を操縦して本件湖岸

	<p>に戻り、一緒に遊走に来ていた同乗者A₂の家族に本事故の発生を知らせて救急車の要請を依頼した。</p> <p>同乗者A₂は、救急車により弟子屈町内の病院に搬送されて応急処置を施された後、北海道釧路市内の病院に移送され、全治約2ヶ月の眼底骨折及び後頭部裂傷と診断されて緊急手術を施され、約7日間入院した。</p> <p>同乗者A₁は、救急車により弟子屈町内の病院に搬送され、顎の擦過傷と診断されて手当を受けた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長A及び船長Bは、特殊小型船舶操縦士免許取得以来、毎年5回以上水上オートバイの遊走を行っており、本事故発生日の11時ごろから遊走を繰り返していた。</p> <p>船長A、同乗者A₁、同乗者A₂、船長B及び本件搭乗者は、いずれも固型式救命胴衣を着用しており、ヘルメットなどの保護具は着用しておらず、飲酒はしていなかった。</p> <p>船長Aは、本件搭乗者の撮影を繰り返す度に本件えい航索までの距離を短くして機関を停止し、本件えい航索に近づくことに慣れたので、本事故時、本件えい航索の右側至近で機関を停止した。</p> <p>船長Aは、本件えい航索の右側至近で機関を停止した際、少し近付き過ぎたと感じたものの、B船が避けてくれると思った。</p> <p>船長Bは、B船を右旋回させる直前、A船がかなり近くまで接近していると感じたものの、撮影を約4～5回無難に繰り返した後だったので、A船が本件えい航索をくぐることになるとは思わなかった。</p> <p>船長Bは、撮影を無難に繰り返したので、A船と本件えい航索が接触する可能性があることに対する警戒心が薄れていたと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、A船が機関を停止したので停船したと思い、B船の右旋回を開始した。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、屈斜路湖東岸沖において、遊走中、船長Aが、本件搭乗者の撮影を目的として、北西進中のB船が本件浮体をえい航して右旋回を開始する直前、本件えい航索の右側至近まで接近して機関を停止したものの、前進行き脚で西進し、B船が右旋回を開始した際、本件えい航索をくぐることとなり、同乗者A₁及び同乗者A₂が、本件えい航索に当たって負傷したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、同乗者A₂に本件搭乗者をできるだけ大きく撮影させたいとの思いがあったこと及びB船がA船を避けてくれると思ったこと</p>

	<p>から、本件えい航索の右側至近まで接近して機関を停止したものと考えられる。</p> <p>B船は、屈斜路湖東岸沖において、本件浮体をえい航して北西進中、船長Bが、右旋回を開始する直前、本件えい航索の右側至近で機関を停止したA船を認めた際、A船が停船したと思い、また、撮影を約4～5回無難に繰り返し、A船と本件えい航索が接触する可能性に対する警戒心が薄れていたことから、A船が本件えい航索をくぐることになるとは思わず、右旋回を開始したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、屈斜路湖東岸沖において、A船が遊走中、B船が本件浮体をえい航して北西進中、船長Aが、本件搭乗者の撮影を目的として、B船が右旋回を開始する直前、本件えい航索の右側至近まで接近して機関を停止したものの、A船が前進行き脚で西進し、また、船長Bが、本件えい航索の右側至近で機関を停止したA船を認めた際、A船が停船したと思い、右旋回を開始したため、A船が本件えい航索をくぐることとなり、同乗者A₁及び同乗者A₂が、本件えい航索に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、撮影等の目的で浮体等をえい航して航走中の他船に接近する際は、えい航索と接触のおそれがある距離まで接近しないこと。 ・浮体等をえい航して航走中の船舶の船長は、他船が撮影等の目的で自船に接近する場合、えい航索、浮体及び他船の位置関係を常に認識して操船すること。

付図1 事故発生場所概略図



国土地理院Webサイトの地理院地図使用